



Partial  
(Translation)

CERTIFIED COPY  
OF  
THE COMMERCIAL REGISTRATION RECORD  
OF  
KABUSHIKI KAISHA SEGA

1.  Corporate Name : KABUSHIKI KAISHA SEGA ENTERPRISES  
KABUSHIKI KAISHA SEGA

The corporate name was changed on November 1, 2000.  
The above change was registered on November 1, 2000.

2.  Location of Head Office : 1-2-12 Haneda, Ohta-ku, Tokyo

(The other items are omitted.)

This document is the certified copy of the original Commercial Registration Record.

March 7, 2001

Keishi Suzuki (official seal)  
Registrar of  
TOKYO LEGAL AFFAIRS BUREAU  
Jonan Branch

新号	株式会社 セル・エフ・アライズ		平成12年11月3日変更
	株式会社 "セカ"		平成12年11月1日変更
本居	東京都大田区野川1丁目2番12号		平成12年11月1日変更
			平成12年11月1日変更
公告にする方法	日本経済新聞に掲載してする		平成12年11月1日
			平成12年11月1日
額面株式1株の金額	金 50円	平成12年11月1日	平成12年11月1日
	金 50円	平成12年11月1日	平成12年11月1日
発行する株式の総数	6億株	平成12年6月29日	平成12年7月3日
		平成12年6月29日	平成12年7月3日
中身人員	南谷 賢本間	7	7
	南谷 賢本間	7	7

発行済株式の種数 並びに種類及び日	資本の額	変更年月日
発行済株式の総数 111,346,720株	金595億2916万5377円	平成12年11月1日
発行済株式の総数 118,578,420株	金595億5822万3407円	平成12年2月10日
発行済株式の総数 119,702,692株	金609億5387万5303円	平成12年2月10日
発行済株式の総数 119,795,392株	金610億3826万9805円	平成12年3月10日
発行済株式の総数 121,924,320株	金635億2685万9877円	平成12年6月15日
発行済株式の総数 121,996,356株	金635億2685万9877円	平成12年3月31日
発行済株式の総数 122,495,920株	金644億2891万6307円	平成12年4月15日
発行済株式の総数 158,695,220株	金1,488億3702万6807円	平成12年4月15日
発行済株式の総数 158,426,642株	金1,480億3867万9329円	平成12年5月16日
発行済株式の総数 158,528,660株	金1,499億220万7049円	平成12年9月14日
発行済株式の総数 158,528,660株	金1,499億220万7049円	平成12年9月14日

昭和35年 5月 9日  
平 成 年 月 日



役員に關する事項	年 月 日		年 月 日	
	原 則	登 記	原 則	登 記
取締役 大川 秀	平成 12 年 5 月 20 日	平成 12 年 5 月 27 日	平成 12 年 5 月 20 日	平成 12 年 5 月 27 日
取締役 入交 厨一郎	平成 12 年 7 月 10 日	平成 12 年 7 月 14 日	平成 12 年 7 月 10 日	平成 12 年 7 月 14 日
取締役 永井 明	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日
取締役 佐藤 秀樹	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日
取締役 高倉 欽夫	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日
取締役 岡村 秀樹	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日
取締役 鈴木 久司	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日	平成 12 年 6 月 29 日

平成 12 年 7 月 3 日 解除

役員に關する事項

役員に關する事項	年 月 日		年 月 日	
	原 則	登 記	原 則	登 記
取締役 西 豊	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日
取締役 大川 俊通	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日
取締役 大川 宗昭	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日
取締役 大川 功	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日
代表取締役 入交 配一郎	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日
監査役 栗田 利忠	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日
監査役 西 豊	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12 年 6 月 26 日

本区 東京都大田区栗田1丁目2番12号

受領した事項

原	因	原	簿	年	月	日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	12	年7月8日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	11	年6月29日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	12	年7月8日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	11	年6月29日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	12	年7月8日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	11	年6月29日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	12	年7月8日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	11	年6月29日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	12	年7月8日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	11	年6月29日

原	因	原	簿	年	月	日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	12	年7月8日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	11	年6月29日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	12	年7月8日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	11	年6月29日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	12	年7月8日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	11	年6月29日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	12	年7月8日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	11	年6月29日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	12	年7月8日
原簿	建設年月日	建設年月日	建設年月日	平成	11	年6月29日

東京都大田区栗田1丁目  
10番 3号  
代表取締役 佐藤 秀樹

受領

平成 12 年 7 月 8 日

役員 佐藤 秀樹

商号 株式会社 丸井 20-255-1111  
株式会社「セガ」

その他の事項  
株式の譲渡制限に関する規定

当会社特殊株式譲渡に関する特許権の承認を受ける  
昭和59年6月12日 授産  
昭和59年8月14日 登記

東京都大田区東大田3丁目1番1号 株式会社「セガ」

貿易を合併  
昭和60年8月8日 登記  
昭和61年7月25日 株式の譲渡制限に関する規定廃止

名義代理人の氏名住所並びに営業所  
昭和61年8月6日 登記  
大阪市東区大田5丁目15番地  
住友信託銀行株式会社

東京都大田区丸の内一丁目一平番4号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

昭和61年7月25日 限  
昭和61年8月6日 登記  
一単位の株式の既

昭和61年8月31日 野定 昭和61年9月1日 野定

日 的 期 一 丁 目 一 平 番 4 号

名義代理人の氏名住所並びに営業所

大阪市東区大田5丁目15番地  
住友信託銀行株式会社

東京都大田区丸の内一丁目一平番4号

平成元年8月13日 野定  
平成元年8月13日 野定

平成元年8月13日 野定

一単位の株式の数 100株  
平成3年9月1日 変更  
平成3年9月1日 野定

新株引受権の付与に関する規定

当会社は、取締役または従業員に皆法第250条、199  
新株の引受権を与えることとした。

平成10年8月26日 野定  
平成10年8月26日 野定

新株引受権の行使により発行すべき株式

第4回定時株主総会で決議された新卒の引受権の行使により発行すべき株式

発行すべき株式の額面総額

額面株式

発行すべき株式の種類

普通株式

発行すべき株式の数

452,000株

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において持分者が新株引受権を行使していない目的たる株式の数に於いてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 割合 × 割合の比率

(1株未満の株数は明捨てる)

発行すべき株式の発行価額

権利行使日の属する月の第1日の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社新出普通株式の終値の平均値に10%を加じた金額を以てに本株主総会の招集決議した取締役会の日（当時）に算出する取引額を以て適合させ、次に先立つ直近日とする）および本株主総会の日（東京証券取引所における当社新出普通株式の終値それぞれに、6%を加じた金額のうち最も近い金額を以て発行価額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、時価を下回る株式価額で新株を発行するときは、次の算式により価額を調整し、取扱いにより生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{調整後株式数} + \frac{\text{調整前株式数} \times (\text{月当株式数})}{\text{月当株式数}} \\ & \text{発行価額} = \text{発行価額} \times \text{割合} \\ & \text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \text{割合} \end{aligned}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。

調整後発行価額 = 調整前発行価額 × 分割・併合の比率

新株引受権を行使できる期間  
平成11年6月1日より平成14年6月30日まで

平成10年9月30日現在

発行すべき株式の数	435,000株
平成11年12月30日現在	平成12年1月13日現在
発行すべき株式の数	448,000株
平成12年1月30日現在	平成12年2月10日現在
発行すべき株式の数	390,000株
平成12年2月29日現在	平成12年3月13日現在

手付金 1丁 登記簿

新株引受権期間 第4回総会



株式会社セガ

転換社債

第5回無担保転換社債

転換社債の総額 金500億円 各社債名簿の金額 金100万円

各社債社債につき払い込んだ金額 発行価額 (光復債面金額の100%)

本名簿はこれを株式会社セガに提出することができる。

転換の条件

転換の条件

転換価額は1株当り 金2,285円

転換社債の下方修正

(1) 転換価額は、平成12年2月8日及び平成13年2月16日(以下それぞれ「決定日」という。)まで(各々当日を含む。)の東京証券取引所に

上る当該転換社債の普通取戻の株価があること(連乗取引日の当該株価

(気配表示を含まない。)の平均値(1円未満を切り上げた金額)が、当該

決定日に有効な転換価額を1円以下とする場合、平成12年3月5日および

平成13年3月5日(以下それぞれ「効力発生日」という。)以後、それぞれ

上記計算により算出された金額に修正される。ただし、転換価額は、かかる

修正の結果として第1回目の決定日現在適用ある転換価額の70%未満に

調整されることとはなく、その場合修正後転換価額は、かかる転換価額の70

% (二円未満を切り上げた金額)とする(ただし、上記の決定日後、転換価

額の調整を受ける。)

なお、各決定日の翌日から有効効力発生日までの間に下掲に定める転換価額の

調整が行われる場合には、当該調整後の転換価額が各決定日に適用されたも

のとみなして、当該転換価額の修正を行い、有効効力発生日以降これを適用す

る。

(2) 前号により算出された修正後の転換価額が当該転換社債の額面金額

を下回るときは、その額面金額をもって修正後の転換価額とする。

転換価額の調整、アンケート方式による。

転換により発行する株式の内容

当該の額面普通株式(現在1月の額面金額50円)。ただし、当社が無制限

普通株式を発行する場合は、額面普通株式とすることができる。  
転換請求期間 平成11年3月1日(月)から平成18年3月30日(木)

平成11年3月12日

転換社債の総額 金299億9,600万円

平成11年3月31日変更 平成11年4月9日登記

転換社債の総額 金298億3,100万円

平成11年4月30日変更 平成11年5月14日登記

転換社債の総額 金295億7,620万円

平成11年5月31日変更 平成11年5月10日登記

転換社債の総額 金294億9,400万円

平成11年9月30日変更 平成11年10月13日登記

転換社債の総額 金284億8,900万円

平成11年11月30日変更 平成11年12月10日登記

転換社債の総額 金196億2,100万円

平成11年12月31日変更 平成12年1月13日登記

転換社債の総額 金188億3,200万円

平成12年1月31日変更 平成12年2月10日登記

転換社債の総額 金163億9,700万円

平成12年2月29日変更 平成12年3月13日登記

転換社債の総額 金160億1,600万円

平成12年3月31日変更 平成12年4月13日登記

転換社債の総額 金2,166,000円

平成12年4月1日変更 平成12年4月13日登記

転換社債の総額 金160億1,400万円

平成12年4月30日変更 平成12年5月16日登記

TRADEMARK

REEL: 002577 FRAME: 0938

株式会社セガ

転換社債

2003年満期円建転換社債

転換社債の総額 金500万円および転換券の約失、盗取または滅失の場合に  
 通知を証明および損害を明して発行することができる代替社債券の額面金額相当額  
 を転換社債の金額 金500万円

各転換社債につき払い込んだ金額 発行面額 (転換社債金額の100%)  
 本社債はこたき株式に転換することができる。

転換の条件

転換請求にかかる本社債の額面金額に対し、転換価額は、285円

につき1株の割合をもって当該の額面普通株式に転換することができる。

ただし、転換の発生する1株未満の端数は、原則として切り捨て、現金  
 による調整は行わない。

転換価額の修正

転換価額は、2000年2月18日及び2001年2月16日(いずれも日本  
 時間、以下それぞれ「発定E1とE2。’)までの各30連続取引日(当該決定  
 日を含む。)の当該転換普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値の  
 平均値(1日未満を切り上げ)が、当該決定日現在適宜ある転換価額を1円以  
 上下回る場合には、2000年3月6日及び2001年3月5日(いずれも日本  
 時間、以下それぞれ「効力発生日」という。)以後それぞれ当該平均値に等  
 しい額(以下「修正調整額」という。)を修正されるものとする(当該決  
 定日の翌日から当該効力発生日までに効力の発生した転換価額の調整とされる  
 こと)。但し、転換価額は、かかる修正の結果として第1回目の決定日現在適用  
 される転換価額の70%未満に調整されることはなく、その場合の修正調整額

額は、かかる転換価額の70%(1円未満を切り上げ)とする(但し、上記の  
 当該決定日後の転換価額の調整を受ける。)なお、転換価額は、当該普通株  
 式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとする。

転換価額の算定

転換価額は、当社が本社債発行後、当社の普通株式の時価を下回る払込  
 金額で新たに普通株式を発行する場合には、次の算式により算定される。

$$\text{転換価額} = \frac{\text{発行行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{発行行株式数} + \text{1株当たり時価}}$$

発行行株式数 × 1株当たり時価

発行行株式数 ×

発行行株式数 + 新発行株式数

また、転換価額は、株式の分割・併合、当社の普通株式の戻付を下回る

当社の転換価額または行使価額での転換社債または新発行受権付社債の発行  
 その他本社債の要項に記述のある場合にも適宜調整される。

ただし、転換価額は、当社の額面普通株式を適法に発行するために必要と  
 最低金額を下回らないものとする。

転換により発行する株式の内訳

当社の額面普通株式(現在1株の額面金額50円)。ただし、当社が無償回  
 普通株式を発行する場合は、額面普通株式とすることができ。

転換請求期間

1999年5月1日から2003年3月29日(それ以前に本社債が償還される  
 場合は、当該償還期日)の営業終了時(転換請求受付時間)までとする。

平成11年3月12日

転換社債の総額 金440億9,500万円

平成11年3月31日 平成11年4月9日

株式会社セガ

取締役の総額 金 416,400 万円

平成 11 年 4 月 30 日現在 平成 11 年 5 月 14 日登記

取締役の総額 金 378,100 万円

平成 11 年 9 月 30 日現在 平成 11 年 10 月 13 日登記

取締役の総額 金 324,000 万円

平成 11 年 11 月 30 日現在 平成 11 年 12 月 10 日登記

取締役の総額 金 195,000 万円

平成 11 年 12 月 31 日現在 平成 12 年 1 月 15 日登記

取締役の総額 金 177,000 万円

平成 12 年 1 月 31 日現在 平成 12 年 2 月 10 日登記

取締役の総額 金 151,400 万円

平成 12 年 2 月 29 日現在 平成 12 年 3 月 13 日登記

取締役の総額 金 143,000 万円

平成 12 年 3 月 31 日現在 平成 12 年 4 月 3 日登記

取締役の総額 金 215,300 万円

平成 12 年 4 月 26 日現在 平成 12 年 4 月 23 日登記

株式会社セガ

新株引受権の行使により発行すべき株式

第41回定時株主総会で決議された新株の引受権の行使により発行すべき株式

発行すべき株式の種類 普通株式

発行すべき株式の数量 444,000株

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整

されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において月単位が新株引受権を行使していない前月末の株式の数においてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 併合の比率

(1) 未決済の株式は切上げる

発行すべき株式の発行価額

権利付与日の属する月の前月の各E（E：取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた日額ならびに本株主総会の招集決議をした取締役会の日（当日に該当する取引がない場合は、それに先立つ直前日とする）および本株主総会の日（東京証券取引所における当社普通株式の終値をそれぞれに1.05を乗じた金額のうち最も高い額をもって発行価額とし、1円未満の端数は切上げる。

なお、時価を下回る払込金額で新株を発行（ただし、転讓社債の転換、新株引受権の権限行使を除く）するときは、次の算式により調整し、調整により生じる2円未満の端数は切上げる。

調整後発行価額 = 調整前発行価額 × 併合の比率

$$\begin{aligned} & \text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{調整前発行株式数}}{\text{調整後発行株式数}} \\ & \text{調整後発行株式数} = \text{調整前発行株式数} \times \frac{\text{調整後発行価額}}{\text{調整前発行価額}} \end{aligned}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{調整前発行株式数}}{\text{調整後発行株式数}}$$

新株引受権行使期間

平成11年7月30日より平成14年6月30日まで

平成11年7月2日発行

発行すべき株式の数

434,900株

平成11年9月30日変更

平成11年10月11日登記

発行済株式の数

407,400株

平成11年12月30日変更

平成11年1月18日登記

発行済株式の数

372,900株

平成12年1月31日変更

平成12年2月10日登記

発行済株式の数

350,900株

平成12年2月29日変更

平成12年3月13日登記

発行済株式の数

348,000株

平成13年3月31日変更

平成13年4月13日登記

株式会社セカ

新株引受権の行使により発行すべき株式

第42回定時株主総会で決議された新株の引受権の行使により発行すべき株式

発行すべき株式の額面総額面の別 額面株式

発行すべき株式の種別 普通株式

発行すべき株式の数 691,500株

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において対象者が新株引受権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(1株未満の株式は切捨てる)

発行すべき株式の発行価額

権利付与日の属する月の前月の各E（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所に於ける当社額面普通株式の株価の平均値に1.05を乗じた価額なるが、本株主総会の招集決議をした取締役会の日（当ヨに該当する取引がない場合は、それに先立つ最近日とする）及び本株主総会の日（東京証券取引所に於ける当社額面普通株式の株価それぞれに1.05を乗じた金額のうち最も高い価格をもって発行価額とし、1円未満の端数は切捨てる。なお、時価を下回る払込金額で新株を発行（ただし、転売仕向の株式、新株引受権の権利行使を除く）するときは、次の算式により調整を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切捨てる。

$$\frac{(\text{調整前}) + (\text{調整後}) \times (\text{調整率})}{(1 + \text{調整率})}$$

$$\frac{[\text{調整後新株発行価額}] = [\text{調整前新株発行価額}] \times \frac{(\text{調整前}) + (\text{調整後})}{(1 + \text{調整率})}$$

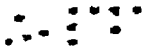
また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切捨てる。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{調整前発行価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株引受権行使期間

平成12年7月9日より平成14年6月30日まで

平成12年7月3日 登記



これは登録簿の謄本である、

平成13年3月7日

東京法務局城南出張所

登録官 鈴木 啓史

